広報
野せ川
2015 1 平成27年
No.441

謹賀新年

ホームページ http://www.vill.nosegawa.nara.jp/
メール info@vill.nosegawa.nara.jp

新年のごあいさつ

野迫川村長
角谷 喜一郎

新年あけましておめでとうございます。

村民の皆様および関係各位に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

昨年は、平成23年に発生した紀伊半島大水害から3年が経ち、ほぼ全ての復旧作業が完了又は一定の安全確保ができました。

仮設住宅に避難を余儀なくされてきた北股地区の皆様におかれましては、昨年7月20日にようやく皆で一緒に自宅に帰ることができました。国の砂防えん堤（岩谷）が1基完成し、次いで、県の砂防えん堤（イデ谷）が完成して一定の安全が確保されたことから、7月1日に避難指示をようやく解除することができ、また、災害等で自宅に住めなくなった方々に対し、村で建設した復興住宅事業も7月に完成したことから、ようやく帰宅への運びとなりました。

災害発生時に約3万本の木と家などが土石流とともに北股川まで流されており、その光景を見た時は「北股地区は終わった」と正直思いました。私が初めて村長に就任してから2年目の出来事であり、これからどうしていけば良いのか不安な日々を過ごしました。幸い人的被害がないと分かった時は、正直ホッとしました。

しばらくしてから、国のリエゾンが村に派遣され、また、県からの応援などもあり、ようやく復旧に向けた取り組みが進められ、道が開かれていきました。今でも思いますが、これら国・県などの支援がなければ、村単独ではここまで復旧することは無理だったでしょう。災害時にはいち早く国・県と連携をとった支援体制の構築が必要だと、今後の災害時にもこの経験を活かしていこうと思います。

北股地区においては、今回の災害を風化させることなく、二度とこのような災害が繰り返されないよう、また、更なる復興に向けて「紀伊半島大水害復興祈願碑」が建立されました。私にとって忘れられない良い年となりました。

村では少子化が進み、固定化された人間関係で小学校及び中学校生活を送り、また、地域でも子ども同士の関わり、世代を超えた人との関わりを持てる機会が少ないなど懸念されています。そのような中、子どもたちが基礎・基本の力を高め、応用力を身につけ、郷土愛を育みつつ自分の夢に向かって生きていけるように学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境を整え、「夢のもてる　人づくり」のための教育を進めていきます。

そのため、同じ敷地に保育所・小学校・中学校を併設し、異校種間で施設や設備を有効的に活用し、児童生徒が一緒に授業や行事を行い、児童生徒の学力・豊かな人間性の育成を目指した「小中連携一貫校」を建設します。昨年、決まらなかった建設事業者もようやく決定し、間もなく建設に着工できることとなりました。

福祉・医療分野においては、昨年に独居老人世帯だけでなく、高齢者の2人暮らしの世帯にも安否確認システムの導入を拡充しました。また、好評いただいてます配食サービスについても引き続き継続してまいります。さらに、当村を含めた南和地域の市町村等で構成される南和医療組合において、平成28年7月開院に向けて南和地域の中核となる『南和広域医療組合　南奈良総合医療センター』の建設が進められています。また、これまで小中学生の医療費を無償化してきましたが、本年1月1日から野迫川村に住所のある18歳までの子どもにまで医療費の無償化を拡大しました。

救急体制については、平成27年度に野迫川村で初めての消防署（消防分署）を建設し、専門職である消防士・救急救命士等による迅速で的確な救急対応を予定しています。皆様におかれましては、より安心した生活を送れるよう努めてまいります。

産業振興においては、森林が97％を占める当村において、林業は重要な産業であります。林業の振興にあたっては、現在の手法等を見直し、例えば、村有林を皆伐し、そこに特産物の高野槇を植えたり、しいたけの原木となる広葉樹を植えることにより、高野槇やしいたけの生産量を大幅に増やすなど、そういった工夫をしながら林業振興をしていく必要があると考えます。今後、森林組合と連携し、創意工夫を重ねて林業振興に力を入れていきます。

最後に、村長就任2期目にあたり、野迫川村を取り巻く環境は、過疎化が進むなど非常に厳しいものがありますが、村民の皆様の声を真摯に受け止め、いつまでも安心して暮らせる村づくりをこれからも目指してまいります。また、具体的な制度はまだ確立されていませんが、昨年11月に成立した地方の人口減少に歯止めをかける地方創生関連2法に基づく国の施策を注視し、まち・ひと・しごとの創生により活気にあふれた村づくりも進めてまいります。

皆様方におかれましては、本年が健康で幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

平成二十七年　元旦

野迫川村議会議長
中本完治

新年あけましておめでとうございます。新年を迎えるのに当たり、皆様のご多幸とご健勝をお祈り申し上げますとともに、日ごろより村議会にお寄せいただいておりますご支援とご協力に対し、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年末には、安倍首相はアベノミクス・消費税引き上げ延期等の経済施策などの判断の是非について国民の信を問うためとして衆議院の解散を行いました。これにより、第二次安倍改造内閣への評価を争点とした、第四十七回衆議院議員総選挙がおこなわれ、この選挙で自由民主党・公明党などの政権与党の圧勝で幕を閉じました。安倍内閣はこの衆議院解散目前で地方創生法を可決、成立させています。この法案はそれぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくというもので、本村においても活力ある村づくりを行うため、国と自治体および自治体間の関係のありかたの変化をふまえて、自己改革を遂げていく努力をかさねてまいる所存です。

本村においては、平成二十三年九月に発生した紀伊半島大水害から二年十カ月に及ぶ避難生活を過ごされました北股区民の皆様が、昨年ようやくご自宅に戻れました。四年ぶりにご自宅での正月を迎えられたことは大変喜ばしいことです。議会としましても、この災害の教訓を活かし、村と国・県の方々と連携しながら災害に強い村づくりを目指していきたいと思います。そしてこの災害の経験が風化しないようしっかりと後世に語り継いで行きたいと思います。

国家財政も非常に厳しい中、我が村におきましても同様の厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、道路網の整備を行い、産業の起業や林業の振興を図っていきたいと思います。また、思いやりのある村づくりの実現に向けて、高齢者や障害者福祉の充実、保・小・中一貫校での教育の推進といった課題に取り組んでまいります。

我々、村議会議員一同、時代を見据えた情勢分析に力を置きながら、村民の皆様の求める効率のよい行政を念頭に村執行部とお互いの知恵を出し合いながら村民参加の村政運営に努力していく所存であります。

多難な財政状況と、依然として厳しい生活環境ではございますが、皆様の更なるご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、この一年が皆様方にとって輝かしいものでありますようご祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

平成二十七年　元日

あけましておめでとうございます。

社会福祉協議会は、住民の方々の生活を支援するサービスを本年も引き続き実施いたします。
ヘルパーによる訪問事業や福祉有償運送事業、配食サービス事業、高野町南山苑へのデイサービス等を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

【連絡先】　野迫川村大字北股３８番地
社会福祉法人 野迫川村社会福祉協議会　☎０７４７-３７-２９４１

野迫川村社会福祉協議会

議会の動き　平成26年12月　第７回定例議会

平成２６年１２月１１日に召集され、報告５件、議案１１件、意見書案１件が次のとおり議決されました。

報告第１６号　専決処分の承認を求めることについて
報告第１７号　専決処分の承認を求めることについて
報告第１８号　専決処分の承認を求めることについて
報告第１９号　専決処分の承認を求めることについて
報告第２０号　専決処分の承認を求めることについて
議案第５７号　野迫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第５８号　野迫川村就学児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第５９号　南和協議会規約の変更について
議案第６０号　辺地総合整備計画（変更）について
議案第６１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第６２号　平成２６年度野迫川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第４号）
議案第６３号　平成２６年度野迫川村介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第３号）
議案第６４号　平成２６年度野迫川村代替バス事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）
議案第６５号　平成２６年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算（第１４号）
議案第６６号　請負契約の締結について
議案第６７号　固定資産評価審査委員の選任について
意見書案第２号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

一般質問　津田議員

現在、国において地方創生に関する法律が制定されました。それに伴い次のことについて質問させていただきます。

①村有林を活用した事業の実施について
②森林経営計画による木材生産事業への支援について
③森林組合への助成について
④特用林産事業への拡大支援について

回　答　角谷村長

① 森林が９７％を占める当村において、林業は重要な事業である。その中で村有林は５００ｈａあり、この村有林をどのように活用していくのか、国、森林組合、村などで検討を行っている。現時点では村有林を皆伐し、そこに高野槇や果物の樹木を植える等の何らかの工夫をする必要があると考えている。

② 現在、県産材生産促進事業として１立方メートルあたり３，５００円の補助金が交付されているが、それでも収支は赤字である。そこで村は、森林組合からの要望もあり、林家への還元のために村産材生産促進事業として５，０００円の補助金を別に交付しており、今後もこの制度を活用していきたい。

③ 人材育成はとても重要なことである。人を活かす、人を育てるという事が、ふるさとの再生かつ地方創生にもつながると考える。そこで今後、野迫川村内で林業に携わる若者の支援が必要だと考えている。

④ 先日、森林組合から、しいたけ原木の生産事業についてのお話を伺っている。また先日は、議員の皆様にもおが粉を利用したしいたけの菌床作りの視察もしていただいたところであるが、こうした事業は村が主体となるのではなく森林組合が中心となって推進していただきたい。村はそのための様々な情報やアイデアの提供を積極的に行うなどの援助を行うことで、事業の活性化、地方創生に一番つながるのではないかと考える。

一般質問　津田議員

村営住宅の建設について、現在、野川地区、川並地区には村営住宅がありますが迫組地区にはございません。このことについてどのように考えているのか。

回　答　**角谷村長**

現在、村営住宅として、上垣内団地、柞原団地、そして北股団地、特定公共賃貸住宅として上垣内団地、中団地、上団地の三団地があります。これらの村営住宅はほぼ全戸利用している現状である。今後においては、入所希望者数などのニーズを把握し、費用対効果の観点から、村営住宅の建設、既存住宅の改修、空き家を利用した改修などを考えていきたい。

一般質問　**津田議員**

現在、携帯電話の会社が３社ありますが、本村の各地区にこれら各社の携帯電話が使用できることが、観光客誘致や災害時の連絡手段に有効だと思われるが、村は今後各地区にこれら３社の携帯電話アンテナの誘致をどのように考えているか。

回　答　**角谷村長**

当村では、今まで国の補助制度を利用し携帯電話のアンテナ設置を進めてきている。今年度についても北今西地区にＮＴＴドコモのアンテナ設置を予定している。しかし、この現行の補助制度はすでに一つの携帯会社のエリアとなっている地区は、補助対象にならないのが現状である。今後、村としては各携帯会社に対して各地区へのアンテナ設置を要望していきたい。

一般質問　**桑迫議員**

診療所の看護師について、今年に入り２人の看護師が退職しております。そして、１名の看護師が勤務しておりますが、この看護師も病気で欠勤しておりますが、このことについて看護師を雇用するなど、村はこの現状をどのように打開しようと考えているか。

回　答　**角谷村長**

現在、診療所では看護師の退職や病休などで不足している現状である。本来であれば看護師がいなければ休診だと医師に言われても仕方がない状況である。しかし、現在の医師の考えのもと、診察を行っている現状である。村としても、五條病院及び大淀病院などに看護師派遣の要望を行い、１２月は五條病院から３回、大塔診療所からは２回の看護師派遣を行っていただく予定である。しかしこのような状況をこのまま続ける訳にも行かないので早急に看護師確保に努めていきたいと考えている。

野迫川村消防団分団長・副分団長会議

１２月１６日（火）に野迫川村消防団分団長・副分団長会議を開催しました。案件については下記のとおりです。

○野迫川村消防団出初式について

【日時】　平成２７年１月１６日（金）
集合　午前１０時
開式　午前１０時３０分

【場所】　野迫川村山村振興センター

【隊編成について】

総　隊　長　別所久男　副団長
第１中隊長　杉谷　均　副団長
第２中隊長　田見　圭三　分団長
第３中隊長　増谷　良栄　分団長

○南吉野支部連合出初式について

【日時】　平成２７年１月１８日（日）
開式　午前１０時３０分

【場所】　十津川村体育文化センター

野迫川村総合型地域スポーツクラブからのお知らせ

１月の各教室の開催を下記のとおり予定しています。

皆さん、寒い冬ですが、教室に参加をして体を動かしてみませんか？

○ゲートボール教室

１８日（日）　９：００～１２：００
野迫川村ふれあい広場にて

○フットサル教室

２１日（水）　１９：００～２０：３０
旧中学校体育館にて

参加費：３００円（年会員、６５歳以上の方は当日参加費は無料となります）

問い合わせ

野迫川村総合型地域スポーツクラブ事務局
（野迫川村教育委員会内）

第３４回 全国豊かな海づくり大会～やまと～

野迫川小学校から２名参加

１１月１６日（日）、全国豊かな海づくり大会に野迫川小学校６年生の坂手七斗妃さんと中迫真弓さんが参加しました。天皇皇后両陛下が御臨席され、厳粛な雰囲気のなか式典が行われました。

２人は大会のテーマにもなっている「ゆたかなる　森がはぐくむ　川と海」をもとに、野迫川村の自然環境や３年前の台風の被害のことなどを発表しました。

５００人以上の人の前での発表、またテレビ放送されることもあり、とても緊張していましたが、堂々と発表することができました。

第３回 野迫川小・中学校合同マラソン大会

１１月２０日（木）、冬晴れのもと、小・中学校合同マラソン大会が行われました。

このマラソン大会に向けて、子どもたちは約２ヶ月間、業間休みや体育の時間、スポーツ集会等で毎日走ってきました。

今年も沿道から、たくさんの方が応援してくれていました。子どもたちにとっては、大いに励みになったことと思います。そんな地域の皆様から、たくさんの声援を受けて、子どもたちは恥ずかしそうにしながらも、いつも以上の力を発揮することができました。

最後になりましたが、保護者の方をはじめ地域の皆さま、ご声援・ご協力ありがとうございました。

世界遺産・熊野古道「道普請」

～小辺路　in　野迫川村～

１２月６日（土）、７日（日）の２日間、近畿ろうきん「奈良プロジェクトすまいる」主催による「道普請」に県内外から４２名の参加があり、古道整備が行われました。

６日は積雪の為、作業が危ぶまれましたが、林道タイノ原線沿いの古道に入り、除雪しながらの作業となりました。

７日は天候も回復した中作業が行われ、村内観光をした後帰路につきました。

今回、「道普請」に参加されたボランティアの皆様、近畿ろうきんのスタッフの皆様、また、協力頂いた野迫川村林業研究会等の皆様、お疲れさまでした。

平成２７年１月から子どもの福祉医療制度の助成対象年齢を拡大します

子どもの福祉医療制度は、病院などで支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

野迫川村では、子どもの健康保持と福祉の増進を目的として実施しています。さらなる福祉の向上を目指し、助成対象年齢を１５歳から１８歳到達後の最初の３月３１日までに拡大します。

【対象者】 村内に住所を有する国民健康保険または社会保険等の加入者で、０歳から１８歳到達後の最初の３月３１日までの子ども

【新たに資格対象となる方の申請方法について】

◎現在１５歳から１８歳までの方等

・対象年齢世帯には、平成２７年１月中に案内を送付しますので、ご確認ください。

お問い合わせ先　野迫川村役場　住民課

～新成人の皆さんへ～ ２０歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は２０歳から６０歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修行年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない３０歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

お問い合わせ先　大和高田年金事務所　☎０７４５-２２-３５３１
役　場　住　民　課　☎０７４７-３７-２１０１

国民健康保険からのおしらせ

７０歳未満の人の高額療養費の所得区分と自己負担限度額が変わります

平成２７年１月診療分から同じ人が同じ月に一医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。限度額適用認定証を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払い（保険適用分）は限度額までとなります。

申請は住民課の窓口へ。（国民健康保険税に未納がある場合、認定証を発行できない場合があります。）

■現行…平成２６年１２月診療分まで

自己負担限度額（同一月・医療機関等での窓口支払い）

所得区分	年３回目まで	年４回目以降 ※3
上位所得者【A】 ※1※2	１５０，０００円 （総医療費が５００，０００円を超えた場合は、超えた額の１％を加算）	83,400円
一　般【B】	８０，１００円 （総医療費が２６７，０００円を超えた場合は、超えた額の１％を加算）	44,400円
住民税非課税世帯【C】	35,400円	24,600円

所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変更されます。

新たな所得区分および限度額は下表をご覧ください。

■変更後…平成２７年１月診療分から

自己負担限度額（同一月・医療機関等での窓口支払い）

平成２７年１月からの所得要件	区分	年３回目まで	年４回目以降 ※3
基礎控除後の総所得金額９０１万円超　※２	【ア】	２５２，６００円 （総医療費が８４２，０００円を超えた場合は、超えた額の１％を加算）	140,100円
基礎控除後の総所得金額６００万円超９０１万円以下	【イ】	１６７，４００円 （総医療費が５５８，０００円を超えた場合は、超えた分額の１％を加算）	93,000円
基礎控除後の総所得金額２１０万円超６００万円以下	【ウ】	８０，１００円 （総医療費が２６７，０００円を超えた場合は、超えた額の１％を加算）	44,400円
基礎控除後の総所得金額２１０万円以下 （住民税非課税世帯を除く）	【エ】	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	【オ】	35,400円	24,600円

※１　基礎控除後の総所得金額が６００万円を超える世帯

※２　所得の申告がない場合は上位所得者（新区分では【ア】）の世帯とみなされます。

※３　過去１２か月間に同一世帯での高額療養費の支給が４回以上ある場合、４回目以降の限度額に引き下げられます。

【問い合わせ】　野迫川村役場　住民課

診療所だより

○謹賀新年

みなさんこんにちは、診療所の切畑屋です。今年もよろしくお願いいたします。今年も診療所の近況や、身近な病気のことについてお知らせできればと思います。

○ノロウイルスによる胃腸炎が流行する季節です

今回は感染性胃腸炎についてお話しします。毎年、冬になるとノロウイルスの集団感染がニュースになりますね。感染性胃腸炎とは、主にウイルスや細菌といった微生物を原因とする胃腸炎の総称で、腹痛・下痢・おう吐・発熱といった症状を引き起こします。

○ノロウイルスが感染する経路について

ノロウイルスは、かき、しじみ、あさり、はまぐりといった二枚貝に潜んでいる可能性があります。ノロウイルスに汚染された貝を食べると、ヒトの腸の中でウイルスがどんどん増えていき、腹痛や下痢、おう吐といった症状がでます。そのため、ウイルスが体内に入ってきてから１～２日たってから症状が出ることになります（この時間のことを潜伏期間といいます）。また、おう吐物やふん便には多量のウイルスが含まれます。ノロウイルスは感染力がとても強く、体内に入るウイルスが100個以下でも感染するといわれています。

ウイルスがわずかに残っていた手で調理された料理を食べたり、汚染された手で触られたドアノブに触れた手で食事をしただけでも感染する可能性は十分にあります。そのため、こまめな手洗いとドアノブや机の消毒、汚物の消毒は予防の上でとても大切になります。

○まずは手洗いで予防しましょう

手洗いは、石鹸で十分にもみ洗いを行い流水で十分にすすぎましょう。もみ洗いの目安は30秒です。指先や指の間、親指の周りは洗い残しの多いところです。特に丁寧に洗うようにしてください。手を洗うタイミングは、外出後、トイレに行った後、調理・食事の前、おう吐物やふん便を処理した後に行いましょう。

○周囲を消毒して予防しましょう

消毒には市販の塩素系漂白剤でしていただけると効果的です。よく人の触るドアノブや、手すりなどには2L のペットボトルにキャップ2杯（およそ10m L になります ）の塩素系漂白剤を入れて水で薄めた消毒薬で消毒してください。

特にウイルス量の多い便やおう吐物が付着した場合には500m L のペットボトルにキャップ2杯の塩素系漂白剤を入れ、水で薄めた消毒薬で消毒してください。

使用方法	希釈方法
よく触る場所（ドアノブや手すり）の消毒	2L のペットボトル1本の水にキャップ2杯 (0.02%の濃度になります)
おう吐物やふん便の処理	500m L のペットボトル1本の水にキャップ2杯 (0.1%の濃度になります)

ここで、注意していただきたい点が2つあります。1つ目は、金属は塩素の働きで腐食することがありますので、10分したのちに水を湿らせたもので拭くようにしてください。2つ目はペットボトルで消毒薬を作成した場合には誤って飲まないよう、わかりやすいように消毒薬であることを表記してください。また、作り置きはせずに消毒する直前に作成するようにしてください。

○さいごに

今回は、冬に流行する胃腸炎についてお話しいたしました。少し面倒かと思うかもしれませんが、感染を拡大しないためにも予防にご協力ください。また何かわからないことがございましたら診療所までご質問ください。

確定申告・村県民税申告の時期が近づいています

平成２６年中に受け取った給与・公的年金などの金額、また支払った社会保険料や各種保険料、医療費などについて申告する確定申告や村県民税申告の受付を、例年と同じく２月１６日より実施します。

また２月１７日（火）には、吉野税務署より申告書の収受や内容確認のため職員の方が役場にいらっしゃいます。

申告を予定されておられる方は、この機会を是非ご利用ください。

昨年中に、皆様のお手元に給与や公的年金等の源泉徴収票や、各種保険の払込証明書が届いていると存じます。これらは申告時に必要ですので、紛失なさらないようご注意ください。

また役場でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付証明書を発行しますので、ご必要とされる場合は役場住民課までお問い合わせください。

村県民税第４期の納期限は２月２日（月）です

平成２６年度村県民税第４期分の納期限は２月２日（月）です。この日までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。

のせ川歌壇

この村の草木と共に七十余年、育てる喜び百草咲けば
吉野　武文

時をりに三角の空眺めをり来る年祝ふか羊雲みゆ
西本　良子

み社の銀杏も散りはて裸木に寒ざむとして氷雨の降るも
西前　睦代

冬の空今に降りくるか初雪が薄墨色の雲が広がる
辻井　初恵

友逝きて彼の川岸へ水嵩の増し来ぬ内に早く渡れよ
小倉　徳太郎

目に耳と歯は自前だが足だけは杖に頼ると百歳の語る
中田　敬子

曙の月は梢にからまりて師走なかばの冷まさりきし
北沢　孤山

人口／12月18日現在　■世帯数　253戸　■人口　483人　■男　230人　■女　253人

編集・発行　〒648-0392　奈良県野迫川村　TEL 0747-37-2101　FAX　37-2107　印刷・㈱五條印刷所